

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（通知）

記

1. 対象

対馬市が発注する建設工事

2. 経營業務の管理責任者について

(1) 建設業法第26条第3項に該当する場合

経營業務の管理責任者と主任（建設業法第26条第2項に該当する場合は、監理技術者）技術者の兼務は認めない。

(2) 建設業法第26条第3項に該当しない場合

次の要件をすべて満たす場合に限り、経營業務の管理責任者と主任技術者の兼務を認める。

- ① 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ② 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ③ 工事現場と営業所が近接（10km程度以内）し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3. 営業所の専任技術者について

(1) 建設業法第26条第3項に該当する場合

営業所の専任技術者と主任（監理）技術者の兼務は認めない。

(2) 建設業法第26条第3項に該当しない場合

次の要件をすべて満たす場合に限り、営業所の専任技術者と主任技術者の兼務を認める。

- ① 営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ② 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ③ 工事現場と営業所が近接（10km程度以内）し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4. 現場代理人及び配置技術者の兼務の確認時期について

配置予定工事の発注機関は、次の表のそれぞれ定める時点で、当該工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等が2及び3に定める要件を満たしているかの確認を行うものとする。

ただし、請負金額が130万円以下の工事は、対馬市建設工事執行規則(平成16年対馬市規則第107号)第57条により、現場代理人等決定(変更)通知書を省略することができることとなっているため、下表の確認は不要とする。

入札方式	現場代理人	主任(監理)技術者
一般競争入札 (議会議決案件の場合)	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	本契約締結時
一般競争入札 (上記を除く場合)	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	配置予定技術者に係る通知書提出時
通常型指名競争入札又は随意契約	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	現場代理人等決定(変更)通知書提出時

5. その他

- (1) 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者が主任技術者として従事する場合には、3箇月以上の継続雇用要件が適用されること。
- (2) 受注者は、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を主任技術者として従事させる場合には、現場代理人等決定(変更)通知書提出時に別記様式を契約担任者に2部提出し協議すること。
- (3) 契約担任者は、(2)により別記様式の提出を受けた場合は、2.(2)又は3.(2)の要件を満たしているかどうかを確認し、別記様式により回答すること。
- (4) 当初建設業法第26条第3項に該当しない場合であっても、変更契約等により請負金額が増加し該当することとなった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められなくなること。
- (5) 現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。ただし、請負金額が1,000万円未満の場合で、2.(2)又は3.(2)の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は認める場合があること。
- (6) 受注者は、(5)のただし書きにより、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定

(変更) 通知書提出時に別記様式を契約担任者に2部提出し協議すること。

- (7) 契約担任者は、(6)により別記様式の提出を受けた場合は、(5)のただし書きを満たしているかどうかを確認し、別記様式により回答すること。
- (8) (2)及び(3)並びに(6)及び(7)の規定は、請負金額が130万円以下の工事には適用しないこと。
- (9) 受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報することとなるので、厳に注意すること。また、請負金額が130万円以下の場合、現場代理人等決定(変更)通知書の提出を省略し、確認を行わないこととしているが、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することが判明した場合には、前記と同様の取り扱いを行うこととなるので、厳に注意すること。

6. 適用日

平成29年6月1日から適用する。

※ 参考

- ①「建設業法第26条第2項に該当する場合」とは、下請負金額の総額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は、6,000万円以上)で、工事現場に監理技術者を配置する必要がある場合をいう。
- ②「建設業法第26条第3項に該当する場合」とは、請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)で、工事現場に主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある場合をいう。

(別記様式)

年 月 日

対馬市長 様

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

兼務承諾協議書

「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて」の規定に基づき、下記のとおり兼務について承諾願います。

なお、下記の者が前記取り扱いに規定されているすべての要件を満たしていることを誓約します。

記

兼務する者に関する事項	
兼務する者の氏名	
(該当するものを○で囲んでください。)	経營業務の管理責任者 ・ 営業所の専任技術者

兼務する工事に関する事項	
工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	
請負(見込)金額	
兼務するもの(該当するものを○で囲んでください。)	現場代理人 ・ 主任技術者

上記について、

(発注機関は、該当する方に○をつけること。)

<input type="checkbox"/>	承諾します。
<input type="checkbox"/>	承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。

年 月 日

受注者 様

対馬市長 印